

被害に遭われた方へ

被害に遭われて、大変つらい思いをされていることと思いますが、警察などでは被害者やご家族の皆様には様々なサポートをしています。

詳しくは、担当者にお問い合わせください。

また、ご負担をおかけしますが、犯人を捕まえて処罰を科すために必要となりますので、捜査へのご協力をお願いします。

臨床心理士によるカウンセリングを受けることができます

- 犯罪被害のショックから、「眠れない」「自分を責めてしまう」など、からだやこころに変調をきたすことがあります。
- 警察のカウンセラー（臨床心理士）が無料で相談に応じ、また、捜査時の付き添いや検察庁・裁判所等への付き添いを行うこともできますので、警察署の担当者又は警察本部まで、遠慮無くご相談ください。

京都府警察本部
犯罪被害者支援室
075-451-9111（内線2673）

警察以外の相談窓口もあります

- ◆（公社）京都犯罪被害者支援センター（京都府公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）
専門の研修や経験を積んだボランティア支援員が電話や面接により相談に応じるほか、裁判への付き添いや弁護士等への橋渡しなどにより、困りごとの解決を手伝います。

※ 相談無料

電話番号：0120-60-7830
075-451-7830
相談日：月～金 13時～18時

- ◆ 京都弁護士会

犯罪被害者支援に詳しい弁護士による、刑事手続の対応・刑事裁判への関与方法・加害者側との対応・損害賠償請求の手続・マスコミ対応などにおける支援を受けることができます。

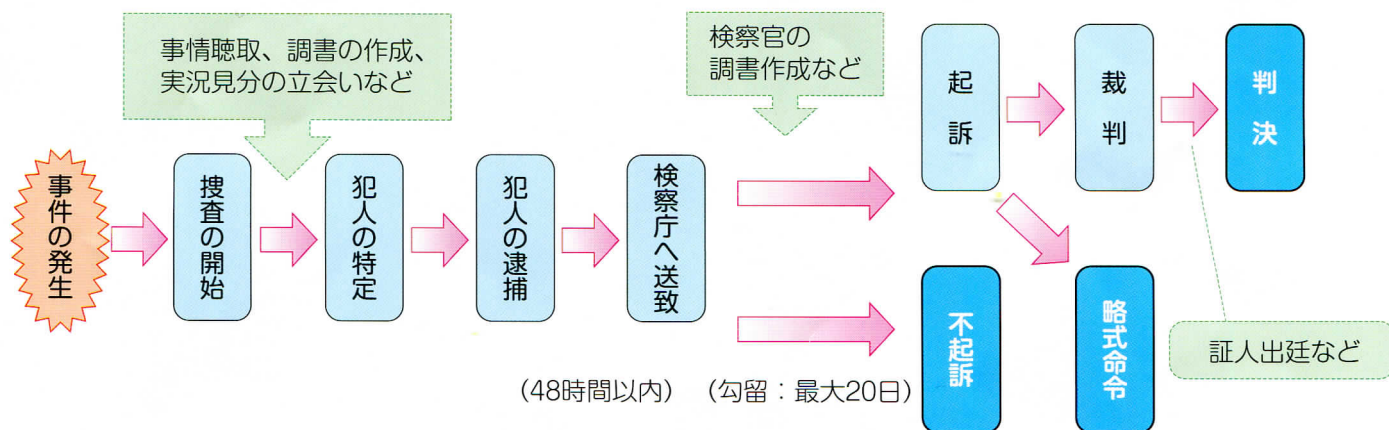
※ 初回相談無料

電話番号：075-231-2378
（法律相談予約専用電話）
受付時間：月～金 9時～12時
13時～17時

捜査へのご協力をお願いします

事情聴取	捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて話を聞きます。
証拠品の提出	被害当時の衣服などを提出していただく場合があります。（裁判では「物的証拠」が重要になるためです。）
実況見分の立会い	犯行現場などを、被害者等から捜査員が説明を受け、確認します。
告訴	性犯罪などでは「被害届」とは別に「告訴」が必要となる場合があります。

「刑事手続」は、以下のような流れになっております



関わりの深い機関

警察

検察

裁判所

※ 上記の図は一般的・簡易的なものであり、少年事件や任意捜査などこれとは異なる場合があります。